

【令和 8 年度こども誰でも通園制度の開始に向けた検討状況について】

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」により、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

この乳児等通園支援事業は、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所や幼稚園等を利用することができる制度であり、令和 8 年度より全ての自治体において給付を開始することとされています。

従って、「八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に向けて、令和 7 年 7 月 15 日より 8 月 14 日までパブリックコメントの意見募集を行うこととしております。

1 制度の概要

項 目	説 明
利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども
利 用 時 間	こども一人当たり月 10 時間まで
利 用 料	こども一人当たり 1 時間 300 円（施設で徴収） ※非課税者等については、申請に基づき減免の規定を想定
利用方法等	保護者が市へ申請し、認定手続きを行った後、施設に直接予約等を行う ※利用に当たっては、国予約管理システム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を活用することを基本とする予定
実 施 方 法	(1) 余裕活用型 施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受入れる方法
	(2) 一般型 施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受入れる方法

2 量の見込みの算出（見込利用者数）

量の見込み	< 条件 > ・ 0～2歳対象児童数（R7.3）：3,620人 （6か月…1,407人÷2≒704人，1歳…1,421人，2歳…1,495） ・ 令和7年度定員数（3号認定）：1,798人 ・ ニーズ調査：9.8%（1週間あたりの利用したい時間5時間未満（※10h÷4週＝2.5h/週））
	< 算出 > 3,620人-1,798人＝1,822人 … 対象者 1,822人×10h＝18,220h … 必要受入れ時間数 18,220h÷176h（8h×22日）＝103.5227273…必要定員数 103.52×0.098＝10.14496 → <u>11人（時間あたり）</u>

3 こども誰でも通園制度の方針

令和8年度からの給付を確実にするため、まずは公立施設での実施を検討していきます。並行して、民間施設等におけるこども誰でも通園制度の導入に向けた検討を進め、順次事業実施施設拡充に努めることとしております。

4 公立施設の選定について

公立施設の候補としては、主に公立保育園（8園）、地域子育て支援センター（5施設）が想定されます。

地域子育て支援センター（5施設）については、通常の保育提供を実施していないため、一般型の可能性を検討することとなりますが、対象の5施設でこども誰でも通園制度専用の部屋を設けることができないため、令和8年度時点での地域子育て支援センター（5施設）を活用した確保は困難であり、公立保育園（8園）での活用を検討することとなります。

公立保育園（8施設）の検討について

令和7年度当初において通常保育の待機児童が発生している中で、申込が集中する公立園での実施は、通常保育希望者の理解が得られにくいことに配慮しつつ、可能な限り配置バランスも考慮し、園を選定してまいりたいと考えております。

5 民間施設等におけるこども誰でも通園制度の導入について

令和7年6月18日まで民間施設等に事業実施希望調査を実施しました。この結果を踏まえ導入に向けた検討を進めております。

民間施設等が乳児等通園支援事業の給付を行うには、市の認可が必須となります。

認可にあたり、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づいて、市町村長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、

更に子ども・子育て支援法第54条の2第3項では、利用定員を定めようとするときにおいて、同法第72条第1項の審議会の意見を聴かなければならないとされているため、認可決定前に子ども・子育て会議において意見聴取をさせていただく予定としております。

【認可手続きの流れ】

認可手続⇒八千代市子ども・子育て会議意見聴取⇒設置認可の決定